

消費者庁所管の表示関係法律一覽

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの

不当景品類及び不当表示防止法	1
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	5
食品衛生法	6
健康増進法	7
家庭用品品質表示法	8
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	9
特定商取引に関する法律(訪問販売)	10
特定商取引に関する法律(通信販売)	11
特定商取引に関する法律(電話勧誘販売)	13
特定商取引に関する法律(連鎖販売取引)	14
特定商取引に関する法律(特定継続的役務提供)	16
特定商取引に関する法律(業務提供誘引取引)	17

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件			効果			
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	行政処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考
不当景品類及び不当表示防止法	この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする	事業者	(内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる)	法第3条	規定なし	(措置命令) 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。 一 当該違反行為をした事業者 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者	(措置命令) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。情状により、懲役及び罰金を併科することができる。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)		
			懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の二十倍の金額(当該金額が十万円を超える場合には、十万円)を超えてはならない	告示(※1)第2項					
			懸賞により提供する景品類の総額は、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二を超えてはならない	告示(※1)第3項					
			前三項の規定にかかわらず、二以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票のうち、異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞による景品類の提供は、してはならない	告示(※1)第5項					
			一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の十分の二の金額(当該金額が二百円未満の場合にあつては、二百円)の範囲内であつて、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない	告示(※2)第1項					
			事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの	法第4条					

<p>不当景品類及び不当表示防止法</p>	<p>この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする</p>	<p>事業者</p>	<p>1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示 二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示 三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示 備考 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。 2 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。</p> <p>1 原材料に果汁又は果肉が使用されていない清涼飲料水、乳飲料、はつ酵乳、乳酸菌飲料、粉末飲料、アイスクリーム類又は氷菓(以下「清涼飲料水等」といい、容器に入っているもの又は包装されているものに限る。)についての次の各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁又は果肉が使用されていない旨が明瞭に記載されていないもの 一 当該清涼飲料水等の容器又は包装に記載されている果実の名称を用いた商品名等の表示 二 当該清涼飲料水等の容器又は包装に掲載されている果実の絵、写真又は図案の表示 三 当該清涼飲料水等又はその容器若しくは包装が、果汁、果皮又は果肉と同一又は類似の色、かおり又は味に着色、着色又は味付けがされている場合のその表示 2 原材料に僅少量の果汁又は果肉が使用されている清涼飲料水等についての前項各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁若しくは果肉が使用されていない旨又は当該清涼飲料水等に使用されている果汁若しくは果肉の割合が明瞭に記載されていないもの</p> <p>消費者信用の融資費用に関する次の各号の一に掲げる表示であつて、実質年率が明瞭に記載されていないもの(利息が年建てによる率(アドオン方式によるものを除く。)で記載され、かつ、利息以外のすべての融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合は、含まれない。) 一 アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示 二 日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示 三 融資費用の額の表示 四 返済事例による融資費用の表示 五 融資費用の一部についての年建てによる率の表示 備考 1 この告示で「消費者信用」とは、事業者が一般消費者に対し行う金銭の貸付け及び商品の販売又は役務の提供に係る代金支払の繰延べの許容により供与される信用をいう。 2 この告示で「融資費用」とは、利息、手数料、信用調査費、集金費、保証料、保険料その他何らの名義をもつてするを問わず、信用供与に際し、一般消費者から受ける金銭のすべてをいう。ただし、登記手数料、印紙代その他法令の規定に基づくもの及び担保物件に係る火災保険料を除く。 3 この告示で、「実質年率」とは、実際に利用可能な融資金又は未払金の額に期間数を乗じて得た額を合計した額に対する融資費用の総額の割合を年を単位として表わしたものをいう。 4 この告示は、消費者信用の融資費用に関し法令等に特別の定めがある場合において、その法令等に基づいて行う表示については、適用しない。</p>	<p>商品の原産国に関する不当な表示 (昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号)</p> <p>無果汁の清涼飲料水等についての表示 (昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号)</p> <p>消費者信用の融資費用に関する不当な表示 (昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号)</p>	<p>規定なし</p>	<p>(措置命令) 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になつていない場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。 一 当該違反行為をした事業者 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者</p>	<p>(措置命令) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。情状により、懲役及び罰金を併科することができる。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)</p>		
-----------------------	--	------------	--	---	-------------	---	--	--	--

<p>不当景品類及び不当表示防止法</p>	<p>この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする</p>	<p>事業者</p>	<p>一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引(不動産に関する取引を除く。)に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示 一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示 二 取引の申出に係る商品又は役務の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示 三 取引の申出に係る商品又は役務の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示 四 取引の申出に係る商品又は役務について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその商品又は役務についての表示</p>	<p>おとり広告に関する表示 (平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号)</p>	<p>規定なし</p>	<p>内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になつていない場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。 一 当該違反行為をした事業者 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者</p>	<p>(措置命令) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。情状により、懲役及び罰金を併科することができる。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)</p>		
			<p>自己の供給する不動産の取引に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示 一 取引の申出に係る不動産が存在しないため、実際には取引することができない不動産についての表示 二 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引の対象となり得ない不動産についての表示 三 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引する意思がない不動産についての表示 備考 この告示で「不動産」とは、土地及び建物をいう。</p>	<p>不動産のおとり広告に関する表示 (昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号)</p>					
			<p>(土地又は建物についての表示) 1 有料老人ホームの土地又は建物についての表示であつて、当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていないもの (施設又は設備についての表示) 2 有料老人ホームの入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であつて、当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていないもの 一 当該有料老人ホームが設置しているものではない施設又は設備 二 当該有料老人ホームの敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備 三 入居者が利用するためには、利用することに費用を支払う必要がある施設又は設備 3 有料老人ホームの入居者の特定の用途に供される施設又は設備についての表示であつて、当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていないもの 4 有料老人ホームの設備の構造又は仕様についての表示であつて、当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがあるにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていないもの</p>	<p>有料老人ホームに関する不当な表示 (平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号)</p>					

<p>不当品類及び不当表示防止法</p>	<p>この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする</p>	<p>事業者</p>	<p>(居室の利用についての表示) 5 有料老人ホームの入居者の居室についての表示であつて、次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていないもの 一 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替えること 二 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、住み替え後の居室の一人当たりの占有面積が当初入居した居室の一人当たりの占有面積に比して減少すること 三 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する権利が変更又は消滅すること 四 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、入居者が住み替え後の居室の利用に関し、追加的な費用を支払うこと 五 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する費用について、住み替えによる居室の構造若しくは仕様の変更又は住み替え後の居室の一人当たりの占有面積の減少に応じた調整が行われないこと 6 有料老人ホームにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であつて、入居者の状態によっては、当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていないもの (医療機関との協力関係についての表示) 7 有料老人ホームと医療機関との協力関係についての表示であつて、当該協力の内容が明瞭に記載されていないもの (介護サービスについての表示) 8 有料老人ホームの入居者に提供される介護サービスについての表示であつて、有料老人ホームが当該介護サービスを提供するものではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていないもの 9 有料老人ホームが提供する介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であつて、当該介護サービスの内容及び費用が明瞭に記載されていないもの (介護職員等についての表示) 10 有料老人ホームの介護職員等(介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)の数についての表示であつて、次の各号に掲げる数が明瞭に記載されていないもの 一 常勤換算方法による介護職員等の数 二 介護職員等が要介護者等(介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた有料老人ホームの入居者をいう。以下同じ。)以外の入居者に対し、食事の提供その他日常生活に必要なサービスを提供する場合にあつては、要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数 三 夜間における最少の介護職員等の数 11 有料老人ホームの介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であつて、介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明瞭に記載されていないもの (管理費等についての表示) 12 管理費、利用料その他何らの名義をもつてするかを問わず、有料老人ホームが入居者から支払を受ける費用(介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。)についての表示であつて、当該費用の内訳が明瞭に記載されていないもの 備考 1 この告示において、「有料老人ホーム」とは、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。 2 この告示において、「常勤換算方法」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。</p>	<p>有料老人ホームに関する不当な表示 (平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号)</p>	<p>規定なし</p>	<p>(措置命令) 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。 一 当該違反行為をした事業者 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者</p>	<p>(措置命令) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。情状により、懲役及び罰金を併科することができる。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)</p>		
----------------------	--	------------	---	--	-------------	--	--	--	--

(※1) 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号)
(※2) 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第5号)

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件			効果			
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	行政処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。	製造業者等	内閣総理大臣は、飲食物品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食物品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項	法第19条の13第1項 ・生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号) ・加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)	規定なし	【指示】(第19条の14第1項)第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。)は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。	【罰則】(第23条の2)第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む。) について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。	【他法律の適用】(第22条)この法律の規定は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。	
			内閣総理大臣は、飲食物品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食物品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。	法第19条の13第2項 ・野菜冷凍食品品質表示基準(平成14年8月19日農林水産省告示第1358号) ・農産物漬物品質表示基準(平成12年12月28日農林水産省告示第1747号) ・うなぎ加工食品品質表示基準(平成13年4月25日農林水産省告示第589号) ・ソーセイジ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1650号) 等					【命令】(第19条の14第4項)第一項又は第二項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
			内閣総理大臣は、飲食物品以外の農林物資(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。	法第19条の13第3項					【指示】(第19条の14第2項)第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。 【命令】(第19条の14第4項)第一項又は第二項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件			効果			
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	行政処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考
食品衛生法	この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。	(一義的には食品等の製造業者)	<p>(内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。)</p> <p>前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。</p>	<p>法第19条第1項・第2項</p> <p>・食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号)</p> <p>・食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)</p>	規定なし	<p>【営業停止命令等】(第55条第1項) 都道府県知事は、営業者が(略)、第十九条第二項、第二十条、(略)の規定に違反した場合、(略)、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。</p>	<p>【罰則】(第71条) 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 三 (略)第五十四条第二項(略)の規定による内閣総理大臣若しくは都道府県知事の命令に従わない営業者(略)又は第五十五条(略)の規定による処分に違反して営業を行つた者 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。 (両罰規定：一億円以下の罰金刑)</p>	<p>【罰則】(第72条) (略)、第十九条第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)(略)の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。 (両罰規定：一億円以下の罰金刑)</p>	
			<p>食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。</p>	<p>法第20条</p>		<p>【廃棄命令等】(第54条第2項) 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。</p> <p>【営業停止命令等】(第55条第1項) 都道府県知事は、営業者が(略)、第十九条第二項、第二十条、(略)の規定に違反した場合、(略)、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。</p>			

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	要件				効果			
		規制対象	禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	行政処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考
健康増進法	この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者	(内閣総理大臣は、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示(栄養成分(前条第二項第二号イ又はロの厚生労働省令で定める栄養素を含むもの)に限る。次項第一号において同じ。)又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。)に関する基準(以下「栄養表示基準」という。)を定めるものとする。 販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。	法第31条の2 ・栄養表示基準(平成15年4月24日厚生労働省告示第176号)	規定なし	【勧告】(第32条第1項) 内閣総理大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者があるときは、その者に対し、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の勧告をすることができる。 【命令】(第32条第2項) 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	【罰則】(第37条) 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者(両罰規定:各本条の刑)		
		何人	何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。	法第32条の2		【勧告】(第32条の3第1項) 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 【命令】(第32条の3第2項) 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	【罰則】(第36条) 第三十二条の三第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。		

	目的	規制対象	要件			効果			
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	行政処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考
<p>※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの</p> <p>家庭用品品質表示法</p>	<p>この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p>	<p>製造業者、販売業者、表示業者</p>	<p>内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。</p> <p>一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項</p> <p>二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項</p>	<p>法第3条第1項</p> <p>・繊維製品品質表示規程(平成9年10月1日通商産業省告示第558号)</p> <p>・合成樹脂加工品品質表示規程(平成9年12月1日通商産業省告示第671号)</p> <p>・電気機械器具品質表示規程(平成9年12月1日通商産業省告示第673号)</p> <p>・雑貨工業品品質表示規程(平成9年12月1日通商産業省告示第672号)</p>	<p>規定なし</p>	<p>【指示】(第4条第1項) 前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者(以下「違反業者」と総称する。)があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣(違反業者が販売業者(卸売業者を除く。))である場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる</p> <p>【命令】(第5条) 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。</p> <p>【命令】(第6条第1項) 内閣総理大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。</p> <p>【命令】(第7条) 内閣総理大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、内閣総理大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。</p>	<p>【罰則(命令違反)】(第25条) 第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する(両罰規定・各本条の刑)</p>		

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件			効果			
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	行政処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。	米穀事業者	米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない	法第8条第1項	規定なし	【勧告】(第9条第1項) 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。	【罰則(命令違反)】(第12条) 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する 四 第九条第二項の規定による命令に違反した者		
						【命令】(第9条第2項) 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			

	目的	要件				効果					
		規制対象	禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考		
※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの 特定商取引に関する法律(訪問販売)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	販売業者又は役務提供者	契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない	法第3条の2第2項	【指示】(第7条) 訪問販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるとき 【業務の停止等】(第8条) ①訪問販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は②指示に従わないとき	【指示】(第7条) 必要な措置をとるべきことを指示することができる	【罰則(指示違反)】(第72条) 百万円以下の罰金に処する。 (両罰規定:各本条の罰金刑)				
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、一定の事項について不実のことを告げる行為をしてはならない	法第6条第1項						【罰則】(第70条) 第六条第一項から第三項まで(略)の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する	
			契約の締結について勧誘をするに際し、一定の事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない	法第6条第2項							
			契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。	法第6条第3項							
			政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、契約の締結について勧誘をしてはならない	法第6条第4項							【罰則】(第70条の3) 第六条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する
			契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること	法第7条第1号							
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、契約に関する事項であって、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと	法第7条第2号							
			正当な理由がないのに日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘すること	法第7条第3号							
			訪問販売に関する行為であって、訪問販売に係る取引の公正及び購入者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの	法第7条第4号							
			契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をし、又は契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でのこれを妨げること	省令第7条第1号							
			老人その他の者の判断力の不足に乘じ、契約を締結させること	省令第7条第2号							
			顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと	省令第7条第3号							
			契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること	省令第7条第4号							
			契約を締結するに際し、購入者等が生命保険契約等の被保険者等となることに同意する旨記載されているものに、当該購入者等の署名又は押印をさせること	省令第7条第5号							
			契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと	省令第7条第6号							
政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること	省令第7条第7号										

要件										
※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考	
特定商取引に関する法律(通信販売)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	販売業者又は役務提供者	通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する一定の事項を表示しなければならない。	法第11条	【指示】(第14条第1項)通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるとき 【業務の停止等】(第15条第1項)①通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は②指示に従わないとき	【指示】(第14条第1項)必要な措置をとるべきことを指示することができる	【罰則(指示違反)】(第72条)百万円以下の罰金に処する。(両罰規定:各本条の罰金刑)	【罰則(命令違反)】(第70条の2)二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)	【罰則】(第72条)次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する 三 第十二条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者 四 第十二条の第三項若しくは第二項(略)の規定に違反した者	
			条件について広告をするときは、主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない	法第12条						
			条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない	法第12条の3第1項						
			相手方となる者の承諾を得、又は請求を受けた販売業者又は役務提供者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない	法第12条の3第2項						
			契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること	法第14条第1項第1号						
			顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの	法第14条第1項第2号						
			電子契約の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと	省令第16条第1項第1号						
			電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正できるようにしていないこと	省令第16条第1項第2号						
			申込みの様式が印刷された書面により契約の申込みを受ける場合において、当該書面の送付が申込みとなることを、顧客が容易に認識できるように当該書面に表示していないこと	省令第16条第1項第3号						
			通信販売に関する行為であって、通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの	法第14条第1項第3号						
			電子情報処理組織を使用する方法により電子計算機を用いて送信することにより行われる通信販売電子メール広告をする事についての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電子計算機の操作が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと	省令第16条第2項第1号						
			電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと	省令第16条第2項第2号						
法第12条の4第1項及び同第2項で準用する法第12条の3第2項から第4項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、法第12条の3第5項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること	省令第16条第2項第3号									

<p>特定商取引に関する法律 (通信販売)</p>	<p>この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする</p>	<p>通信販売電子メール広告受託事業者 (販売業者又は役務提供事業者から法第12条の3第5項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者)</p>	<p>通信販売電子メール広告委託者(販売業者又は役務提供事業者)が通信販売をする場合の条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない</p>	<p>法第12条の4第1項</p>	<p>【指示】(第14条第2項) 通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しくおそれがあると認めるとき</p> <p>【業務の停止等】(第15条第2項) ①通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しくおそれがあると認めるとき又は②指示に従わないとき</p>	<p>【指示】(第14条第2項) 必要な措置をとるべきことを指示することができる</p> <p>【業務の停止等】(第15条第2項) 一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる</p>	<p>【罰則(指示違反)】(第72条) 百万円以下の罰金に処する。 (両罰規定:各本条の罰金刑)</p> <p>【罰則(命令違反)】(第70条の2) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (両罰規定:三億円以下の罰金刑)</p>	<p>【罰則】(第72条) 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する 四 第十二条の三第一項若しくは第二項(第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の四第一項の規定に違反した者</p>
			<p>(第12条の3第2項の準用) 相手方となる者の承諾を得、又は請求を受けた通信販売電子メール広告受託事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から広告の提供を受けたい旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない</p>	<p>法第12条の4第2項</p>				
			<p>顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの</p>	<p>法第14条第2項第1号</p>				
			<p>通信販売電子メール広告委託者が電子契約の申込みをうけるための電子メール広告を行う場合において、電子契約に係る電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと</p>	<p>省令第16条第3項</p>				
			<p>通信販売に関する行為であって、通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p>	<p>法第14条第2項第2号</p>				
			<p>電子情報処理組織を使用する方法により電子計算機を用いて送信することにより行われる通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電子計算機の操作が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと</p>	<p>省令第16条第4項第1号</p>				
<p>電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと</p>	<p>省令第16条第4項第2号</p>							

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件			効果			
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考
特定商取引に関する法律(電話勧誘販売)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	販売業者又は役務提供事業者	契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、契約の締結について勧誘をしてはならない	法第17条	【指示】(第22条) 電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるとき 【業務の停止等】(第23条) ①電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は②指示に従わないとき	【指示】(第22条) 必要な措置をとるべきことを指示することができる 【業務の停止等】(第23条) 一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる	【罰則(指示違反)】(第72条) 百万円以下の罰金に処する。(両罰規定:各本条の罰金刑) 【罰則(命令違反)】(第70条の2) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)		
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、一定の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない	法第21条第1項					
			契約の締結について勧誘をするに際し、一定の事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない	法第21条第2項					
			契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない	法第21条第3項					
			契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること	法第22条第1号					
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該契約に関する事項であって、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと	法第22条第2号					
			電話勧誘販売に関する行為であって、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの	法第22条第3号					
			契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方であって勧誘をし、又は契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方であってこれを妨げること	省令第23条第1号					
			老人その他の判断力の不足に乘じ、契約を締結させること	省令第23条第2号					
			顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと	省令第23条第3号					
契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること	省令第23条第4号								
政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること	省令第23条第5号								

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件			効果				
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考	
特定商取引に関する法律(連鎖販売取引)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者	契約を締結させ、又は契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない	法第34条第3項	【指示】(第38条)連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるとき 【取引の停止等】(第39条)①連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は②指示に従わないとき	【指示】(第38条第1～3項)必要な措置をとるべきことを指示することができる 【取引の停止等】(第39条第1～3項)当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる ※勧誘者が法第38条第1項第2号までに掲げる行為をした場合において左記の各要件を満たすときは、統括者に対しても上記処分を行うことができる。	【罰則(指示違反)】(第72条)百万円以下の罰金に処する。(両罰規定:各本条の罰金刑) 【罰則(命令違反)】(第70条の2)二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)	【罰則】(第72条)次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 三(略)、第三十六条、(略)の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者 四(略)、第三十六条の三第一項若しくは第二項(略)の規定に違反した者		
			統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する一定の事項を表示しなければならない	法第35条						
			政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしてはならない	法第34条第4項						
			連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない	法第36条						
			連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない	法第36条の3第1項						
			相手方となる者からの承諾を得、又は請求を受けた統括者等は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方からメール広告の提供を受けない意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、メール広告をしてはならない	法第36条の3第2項						
			契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること	法第38条第1項第1号						
			連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘すること	法第38条第1項第2号						
			契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方であつて、当該連鎖販売契約の締結について勧誘すること	法第38条第1項第3号						
			契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの	法第38条第1項第4号						
			契約について迷惑を覚えさせるような仕方であつて、当該連鎖販売契約の締結を妨げること	省令第31条第1号						
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の解除を妨げるため、一定の事項につき、故意に事実を告げないこと	省令第31条第2号						
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の解除を妨げるため、一定の事項につき、故意に事実を告げないことを唆し、又は不実のことを告げることを唆すこと	省令第31条第3号						
契約を締結させ、又は契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させることを唆すこと	省令第31条第4号									
書面を交付しなければならない場合において、その書面を交付しないことを唆し、又は一定の事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと	省令第31条第5号									

特定商取引に関する法律 (連鎖販売取引)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者	未成年者その他の者の判断力の不足に乘じ、連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させること	省令第31条第6号					
			連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと	省令第31条第7号					
			契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること	省令第31条第8号					
			電子情報処理組織を使用する方法により電子計算機を用いて送信することにより行われる連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電子計算機の操作が当該連鎖販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと	省令第31条第9号					
			電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該連鎖販売取引電子メール広告を受けるとことについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと	省令第31条第10号					
			法第36条の4第1項及び同条第2項で準用する法第36条の3第2項から第4項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、法第36条の3第5項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること	省令第31条第11号	(指示) 連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあるとき (取引の停止) ①連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあるとき又は②指示に従わないとき	【指示】(第38条第1～3項)必要な措置をとるべきことを指示することができる 【取引の停止等】(第39条第1～3項)当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる ※勧誘者が法第38条第1項第2号までに掲げる行為をした場合において左記の各要件を満たすときは、統括者に対しても上記処分を行うことができる。	【罰則(指示違反)】(第72条)百万円以下の罰金に処する。(両罰規定:各本条の罰金刑) 【罰則(命令違反)】(第70条の2)二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)		
		統括者又は勧誘者	契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の解除を妨げるため、一定の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない	法第34条第1項					
		一般連鎖販売業者	契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約の解除を妨げるため、一定の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない	法第34条第2項					
		連鎖販売取引電子メール広告受託事業者(第36条の3第5項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者)	連鎖販売取引電子メール広告受託事業者は、当該業務を委託した連鎖販売取引電子メール広告委託者が行う連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない	法第36条の4第1項					
			(第36条の3第2項の準用) 相手方となる者からの承諾を得、又は請求を受けた連鎖販売取引電子メール広告受託事業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方からメール広告の提供を受けない意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、メール広告をしてはならない	法第36条の4第2項					

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件				効果			
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考	
特定商取引に関する法律(特定継続的役務提供)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	販売業者又は役務提供事業者	条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない	法第43条	【指示】(第46条) 特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が害されるおそれがあると認めるとき 【業務の停止等】(第47条) 特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき 又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないとき	【指示】(第46条) 必要な措置をとるべきことを指示することができる	【罰則(指示違反)】(第72条) 百万円以下の罰金に処する。 (両罰規定:各本条の罰金刑)	【罰則(命令違反)】(第70条の2) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (両罰規定:三億円以下の罰金刑)	【罰則】(第72条) 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 三(略)第四十三条(略)の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者	
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、一定の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない	法第44条第1項						
			契約の締結について勧誘をするに際し、一定の事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない	法第44条第2項						
			契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない	法第44条第3項						
			契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること	法第46条第1号						
			契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該契約に関する事項であって、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと	法第46条第2号						
			前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの	法第46条第3号						
			契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をし、又は契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを妨げること	省令第39条第1号						
			老人その他の者の判断力の不足に乘じ、契約を締結させること	省令第39条第2号						
			顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと	省令第39条第3号						
			契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること	省令第39条第4号						
政令で定める関連商品の販売に係る契約の解除を妨げるため、当該商品の販売に係る契約を締結した際、特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること	省令第39条第5号									
関連商品販売契約に基づく債務又は関連商品販売契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること	省令第39条第6号									

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣(消費者庁)が不利益処分の権限を有するもの	目的	規制対象	要件			効果				
			禁止行為等	条項	禁止行為違反以外の処分等の要件	処分等	処分等違反に対する罰則	直罰規定	備考	
特定商取引に関する法律(業務提供誘引販売取引)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	業務提供誘引販売業を行う者	契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、一定の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない	法第52条第1項	【指示】(第56条第1項)業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるとき 【取引の停止等】(第57条第1項)業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同項の規定による指示に従わないとき	【指示】(第56条第1項)必要な措置をとるべきことを指示することができる	【罰則(指示違反)】(第72条)百万円以下の罰金に処する。(両罰規定:各本条の罰金刑)	【罰則(命令違反)】(第70条の2)二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(両罰規定:三億円以下の罰金刑)	【罰則】(第70条)(略)第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する	
			契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない	法第52条第2項						
			特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしてはならない	法第52条第3項						
			取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する一定の事項を表示しなければならない	法第53条						
			取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない	法第54条						
			取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない	法第54条の3						
			契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること	法第56条第1項第1号						
			利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその契約の締結について勧誘すること	法第56条第1項第2号						
			契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方であつて勧誘すること	法第56条第1項第3号						
			前三号に掲げるもののほか、契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの	法第56条第1項第4号						
			契約について迷惑を覚えさせるような仕方であつて解除を妨げること	省令第46条第1号						
			未成年者その他の者の判断力の不足に乘じ、契約を締結させること	省令第46条第2号						
			相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと	省令第46条第3号						
			契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること	省令第46条第4号						
電子情報処理組織を使用する方法により電子計算機を用いて送信することにより行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電子計算機の操作が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けるとしての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと	省令第46条第5号									

特定商取引に関する法律 (業務提供誘引販売取引)	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	業務提供誘引販売業を行う者	電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと	省令第46条第6号	(指示) 業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるとき (取引の停止) 業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同項の規定による指示に従わないとき	(指示) 必要な措置をとるべきことを指示することができる (取引の停止) 一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる			
			法第五十四の四第一項 及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項 から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること	省令第46条第7号					
	この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者	取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない	法第54条の4	【指示】(第56条第2項) 業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるとき 【取引の停止等】(第57条第2項) 業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第二項の規定による指示に従わないとき	【指示】(第56条第2項) 必要な措置をとるべきことを指示することができる 【取引の停止等】(第57条第2項) 一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる	【罰則(指示違反)】(第72条) 百万円以下の罰金に処する。 (両罰規定:各本条の罰金刑) 【罰則(命令違反)】(第70条の2) 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (両罰規定:三億円以下の罰金刑)	【罰則】(第72条) 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 四(略)第五十四条の四第一項の規定に違反した者	